

いへり、かくて兵部の所轄に歸するや通政院は一たひは廢滅せられしも、同年閏七月復た之を立てて蒙古の站赤を領せしめぬ（元史站赤篇）、更に仁宗の延祐七年に至りてはまた世祖の昔に復歸して、蒙古及び漢人の站を以て悉く通政院に屬せしめたりき（元志百官志、兵志）。

驛傳の統屬を兵部に司とりしころよりして、隨路に總站官なるものありて、管内驛站のことを總へしめしか、至元七年正月に至りて之を廢し、たゞ隨路の總管府内に官三員（元史によれば二員）を置きて此事に當らしめ、州縣の驛々にはまた頭目二名を置きて驛務をすへ相統率するを定めぬ、而して各站戸の行政は從前の如く別に百戸の官人ありて之を處理せしものにして、世祖の至元二十八年六月に大都上都の間の驛站の站官頭目を規定せし外に、また『站戸及百者、設百戸一名』（元史站赤篇）と記せり、實に站戸の行政と驛務とは、其所轄判然として相別れたるものにして（之か總括は等しく通政院にありとするも）決して驛站の官人か站戸の行政に携はるものにあらざりしなり、至元十一年十月に隨所の站赤は、總管府に直隸し、站戸家屬は元籍の州縣官をして領せしむるを令し、同二十八年七月の詔には『詔各路府州縣達魯花赤長官、依軍戸例兼管站赤奧魯、非奉通政院明文、不得擅科差』（元史站赤篇）といへり、奧魯は欽定元史語解に奧魯赤を解きて司缺人也といひ、シウミットの蒙古語辭書には Stellvertreter といへは、本官の代理として直接民政に參與するものならんか、元史新編には「奧魯者、軍出征戍、其家在郷里、曰奧魯といへり、更に元典章によれば至大元年正月初九日の條に、各處の站赤は、達魯花赤・總官をして提調せしむべきをいひ、また皇慶元年正月にも、再たひ之を規定し、更に仔細に亘りて曰く『若站相離各路府州寫遠去處、合從附近或所在一州一縣達魯花赤長官提調、各當盡心整治、常要頭匹肥壯、車舡修整、走遞均平、一切所須物色完